

平成30年度小・中学校教育課程研究協議会

外国語科(小)



福島県教育委員会

外国語科の目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

(2)コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

(3)外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いて コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

英語の目標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、読むこと、話すこと[やり取り]、話すこと[発表]、書くことの五つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

外国語科導入の趣旨①

- (1) 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。
- (2) 平成20年改訂の学習指導要領において、小・中・高等学校で一貫した外国語教育を実施し、様々な取組を通じて指導の充実が図られてきた。
- (3) その後の平成23年から高学年において外国語活動が導入され、児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が求められてる。一方で、
- ① 音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない。
 - ② 日本語と英語の音声の違いや英語と発音との綴りの関係、文構造の学習において課題がある。
 - ③ 高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり、より体系的な学習が求められることなどが課題として指摘されている。

外国語科導入の趣旨②

- (4) 学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況も見られている。
- (5) 今回の改訂では、小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視することとしている。

外国語科改訂の要点①

(1) 目標の改善

- ① 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から改善・充実を図っている。
- ② 資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成する。
- ③ 小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして国際的な基準などを参考に、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域で英語の目標を設定している。

外国語科改訂の要点②

(1) 目標の改善

- ④ 小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標として「聞くこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」の三つの領域を設定し、音声を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」「書くこと」を加えた教科として外国語科を導入し、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ⑤ 外国語科の目標については、学年ごとに示すのではなく、より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標とした。

外国語科改訂の要点③

(2) 内容構成の改善

- ① 言語材料と言語活動、言語の働き等を効果的に関連付け、総合的に組み合わせて指導する。
- ② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、学習過程を繰り返し経るような指導の改善・充実が図られる必要がある。

外国語科改訂の要点④

(3) 内容の改善・充実

- ① 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気づき、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにすること。
- ② 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導すること。

外国語科改訂の要点⑤

(4) 学習指導の改善・充実

- ① 言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものとがあることに留意して指導することを明記した。
- ② 「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。
- ③ 文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で基本的な表現として繰り返し触れることを通して指導すること。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント①（注1）

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- (2) 児童や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要である。
- (3) 「具体的な課題を設定し」とは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うため、教師が単元終末段階の児童に望む具体的な姿のイメージをもち、実態に応じて単元を見通した課題設定をすることを示したものである。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント② (注1)

- (4) 主体的な学びの視点での授業改善の例として、「主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか」が挙げられる。
- (5) 対話的な学びの視点での授業改善の例として、「対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか」が挙げられる。
- (6) 深い学びの視点での授業改善の例として、「学びの深まりをつくり出すために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか」が挙げられる。

※ 主体的・対話的で深い学びについては、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中央教育審議会 平成28年12月21日答申)」も参考のこと。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント③ (注1)

(7)特に、「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは、「外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること」であると整理することが考えられる。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント④ (注1)

(8) 知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、児童の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

移行期間における教育課程の特例及び留意点①

「29文科初第536号(平成29年7月7日)小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知)」による。以下に抜粋。

- (1) 第5学年及び第6学年においては15単位時間増加させた50単位時間とする。
- (2) 総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を越えない範囲内の授業時数を減じることができる。移行期間に限り講じる措置であること。
- (3) 各学校の判断により、移行期間中に新小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能であること。

移行期間における教育課程の特例及び留意点②

「29文科初第536号(平成29年7月7日)小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置ならびに移行期間中における学習指導等について(通知)」による。以下に抜粋。

- (4) 外国語活動については、新小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとしたこと。(参考 7/7付け文書より:新学習指導要領第2章第10節第2の英語2[第5学年及び第6学年]のうち、[知識及び技能](1)ア、イ(ア)、エ(ア)E及びF、エ(イ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。)
- (5) 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、上記通知で確認すること。

特に注視したい点

外国語科の実施に向けて、次の7点を確認したい。

- (1) 他者に配慮しながら
- (2) 受容語彙と発信語彙
- (3) ローマ字指導
- (4) 短時間学習など
- (5) 指導体制
- (6) 音声指導
- (7) 文構造

(注1) 主体的・対話的で深い学びについては、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(中央教育審議会 平成28年12月21日答申)」も参考のこと。

